

12.	12.	11.	10.	9.	8.	7.	6.	5.	4.	3.	2.	1.
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
船木甚平	村尾種吉	野島 母	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清花	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
高橋彦市	田村利一	西村 節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸花	並木竹松

福生

議會議員名簿

(昭和五年)

自

日

定臨協会

昭和十八年三月十日

殿

福議院中一ノ号中一回福生所議会足例会招集通
中二月十日とあるも三月十日の誤りにつき仰祈
正所願の申上げます

12	12	11
船	村	野
木	尾	島
甚	種	毎
平	吉	
26	25	24
欠		

並	森	橋	井	田	森	鮎	村	村	村	西	田	高
木	田	本	梅	村	田	沢	尾	野	野	村	村	橋
竹	幸	旗	泰	幾	誠	美	四	盛	喜	利	利	房
松	花	一	輔	太郎	重	代	郎	一	平	一	一	市

28日定臨協会

13.	12.	11.	10.	9.	8.	7.	6.	5.	4.	3.	2.	1.
✓	✓	✓	✓	✓	署	✓	✓	✓	欠	✓	✓	✓
船木甚平	村尾裡吉	野島 毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清花	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26.	25.	24.	23.	22.	21.	20.	19.	18.	17.	16.	15.	14.
欠	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	欠
高橋彦市	田村利一	西村 節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸花	並木竹松

福生市議会議員名簿 (昭和25年3月28日定臨協会)

(参考)

学校予算調

学校別	年度	取費	学費	雑費	計	児童	一人当り (平均)	学級数	教員数	備考
第一小	28年	180,570	238,000	1032,500	1,471,070	940	1,564 (1,120)	21		
	29年	165,250	353,400	864,500	1,383,150	930	1,497 (930)	20	26	
第二小	28年	145,100	170,000 (40=350,000)	731,500	1,046,600 (350,000)	610	1,714 (1,199)	14		用地費 350,000円
	29年	133,455	208,750	697,100	1,039,305	570	1,823 (1,223)	13	17	
第三小	28年	160,500	196,000	696,500	1,052,600	525	2,004 (1,326)	13		
	29年	145,875	261,200	1,016,400	1,423,475	465	3,061 (2,185)	12	17	
中学校	28年	183,130	168,000	1,114,500	1,465,630	825	1,776 (1,350)	18		
	29年	167,050	320,000	885,900	1,372,950	730	1,881 (1,213)	16	24	

注一 29年度予算現計額

児童数、学級数は、28年度実績

福生町議会々議録

一 昭和二十八年三月十日 福生町議会々福生町役場に招集した
一 出席議員は左の通りである

田村政一	石川武雄	森田七一	井上頼太郎
田村福一	設楽美知	高橋三郎	中野七五郎
貫井伴作	野島 毎	村尾禮吉	船木甚平
並木町松	森田幸彦	橋本雄一	井梅泰輔
田村幾太郎	森田誠重	鮎沢美代子	村野茂平
村野盛一	村尾四郎	田村利一	高橋孝一

一 会議事件は左の通りである

一 昭和二十八年年度福生町歳入歳出予算流用について
一 昭和二十八年年度福生町国民健康保険歳入歳出予算流用について
一 昭和二十八年年度福生町公益質屋歳入歳出予算流用について

一昭和三十一年度福生町上水道事業歳入歳出

予算流用について

一歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

一昭和三十一年度福生町国民健康保険歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

一昭和三十一年度福生町公営質屋歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

一昭和三十一年度福生町上水道事業歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

一時借入金の件（一般会計）

一時借入金の件（国民健康保険会計）

一時借入金の件（公営質屋会計）

一時借入金の件（上水道事業会計）

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

日経才五 歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

才五 昭和三十一年度福生町国民健康保険歳計現金

並に蓄積金預入金融機関について

才七 昭和三十一年度福生町公営質屋歳計現金並に蓄

積金預入金融機関について

才八 昭和三十一年度福生町上水道事業歳計現金並

に蓄積金預入金融機関について

才九 一時借入金について（一般会計）

才十一 一時借入金について（国民健康保険会計）

才十二 一時借入金について（公営質屋会計）

才十三 一時借入金について（上水道事業会計）

才十四 寄附受領に関する件

才十五 福生町国民健康保険條例の全部変更について

カ十五 昭和三十一年度福生町国民健康保険歳入歳出予算
カ十六 公益質屋歳入歳出予算

カ十七 福生町税賦課金収条列の一部改正について

カ十八 昭和三十一年度福生町水道事業歳入歳出予算

カ十九 福生町歳入歳出予算

カ二十 町村一部事務組合の設置について

カ二十一 専決処分について

カ二十二 専決処分について

一 議長 議事進行上日程カよりカ四までを一括提案する旨を会議に諮
ハ 全会一致一括上程する旨を告げる

日程カ一 昭和三十一年度福生町歳入歳出予算流用について

カ二

福生町国民健康保険歳入歳出予算流用について

カ三

福生町公益質屋歳入歳出予算流用について

東京都西多摩郡福生町役場



一 寄附受領に度する件



一 福生町国民健康保険条例の全部変更について

一 昭和三十一年度福生町国民健康保険歳入歳出予算

一 昭和三十一年度福生町公益質屋歳入歳出予算

一 福生町税賦課金収条列の一部改正について

一 昭和三十一年度福生町水道事業歳入歳出予算

一 昭和三十一年度福生町歳入歳出予算

一 町村一部事務組合の設置について

一 専決処分について (簡易水道設置事業起債の件)

一 専決処分について (公益質屋運転資金起債の件)

一 地方自治法第百五條の規定により説明のため出席した者は次の通りである

町長 森田幸造 助役 秋山誠一

税務課長 大野忠一 税務課長 橋本なを

民生課長 貫井 氏代次

一本会の書記は左の通りである。

書記 高水 求 今上野 重勝

一議長(田村幾太郎) 福生町議会を開会する日を告げる。

一議長(田村幾太郎) 会期を三月二十八日迄とする日を告げる。

一議長(田村幾太郎) 本日の議事日程を報告する。

一日程第一 昭和二十八年度福生町歳入歳出予算流用について

一 〃 〃 昭和二十八年度福生町国民健康保険歳入歳出予算

流用について

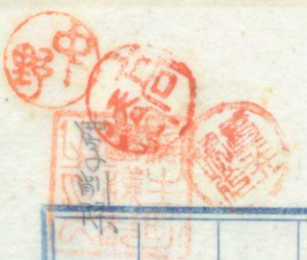
一 〃 〃 昭和二十八年度福生町公益質屋歳入歳出予算流用について

ついて

一 〃 〃 昭和二十八年度

〃 〃 福生町上水道事業歳入歳出予算流用について

東京都西多摩郡福生町役場



今才四 福生町上水道事業歳入歳出予算流用について

〃 〃 福生町上水道事業歳入歳出予算流用について

一議長 右四件を上程する日を告げる。

一助役 原案を説明する。

一才五番(田村福二) 予備費の支出について議会に報告する必要があるか又

あるとすればその根拠を示されたい

一助役 私の知る範囲ではない。后刻調べて解答する。

一議長 本四件につき再議の有無を会議に諮り全会一致原案

通り決定する日を告げる。

一議長 日程才五より才八迄を一括上程する日を会議に諮り全会一

致一括上程と決定する日を告げる。

日程才五 歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

今才六 昭和二十八年度福生町国民健康保険歳計現金並に

蓄積金預入金融機関について





今才七 昭和三十一年度福生町上水道事業歳計現金並に蓄積金

並に蓄積金預入金融機関について

今才八 昭和三十一年度福生町上水道事業歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

一議 長 右四件を上程する旨を告げる。

書記 朗読

一助 役 原案を説明する。

一議 長 本件につき更議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

一議 長 日程才九より才十二までを一括上程する旨を会議に諮り全会一致一括上程とする旨を告げる。

日程才九 一時借入金について (一収会計)

今才十一 一時借入金について (国保会計)

今才十二 一時借入金について (質屋会計)

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

今才十二 一時借入金について (上水道事業会計)

一議 長 右四件を上程する旨を告げる。

書記 朗読

一助 役 原案を説明する。

一才三番 (村野盛一) 昨年の最高借入額はどうか

一収入役 六百万円位である。

一才五番 (田村福一) 簡易保険の借入金はどうか

一助 役 未済である。

一才五番 (田村福一) 簡易保険の場合の議決がなぜ何故か

一助 役 それは個人が借入れた形をとっているのが困難である。

一庶務主任 先刻の才五番の議員の予備の支那についての質問に対し自治法の判例によれば議決を必要としなさいと解答する。

一議 長 本件につき更議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決

定する旨を告げる。

日程オ十三 寄附受領に関する件。

一議 長 本件を工程する旨を告げる。

書 記 朗 読

一町 役 原案を説明する。

一議 長 本件にも異議の有無を会議に諮り原案通り全会一致決定する旨を告げる。

日程オ十四 福生町国民健康保険条例の全部変更について

一議 長 本件を工程する旨を告げる。

書 記 朗 読

一町 長 提案の理由を説明する。

一民生課長 各条項にも細部の説明をする。

一オ十五番(田村福二) オ十三条について三十七年度は適宜の処置をとることを定める。

東京都西多摩郡福生町役場

民生課長 田村福二

かとうふみり

一民生課長 実際には本条例に準じて実施している。尚三十七年度に於て必要が生じた際は改正する。

一議 長 本件にも異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程オ十五 昭和三十一年度福生町国民健康保険歳入歳出予算

一議 長 本件を工程する旨を告げる。

一議 長 本件の審議にも有る生委員会に付託しその報告の結果により再審議する旨を会議に諮り全会一致有る生委員会に付託する。

日程オ十六 昭和三十一年度福生町公益質屋歳入歳出予算

一議 長 本件を工程する旨を告げる。

一議 長 本件につき有る生委員会に審議を付託する旨を会議に諮り全会一致有る生委員会に付託する。